

## 事業系一般廃棄物 分別一覧表

【この一覧表は事業者がごみの処理を許可業者に委託した場合の分別例です】

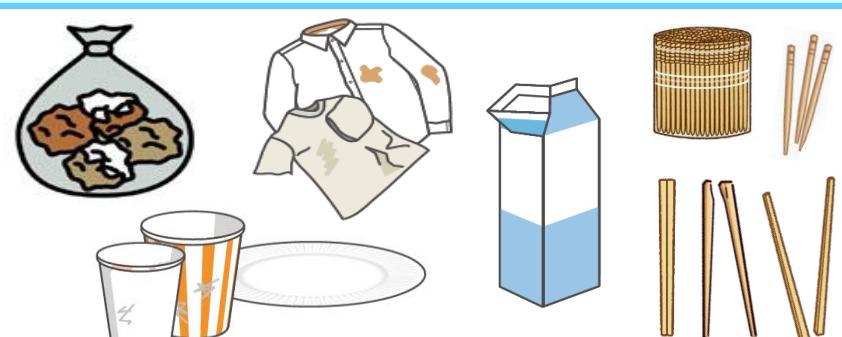
- 事業系ごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、別々に処理しなければなりません。
- \* 事業系一般廃棄物 は、武蔵野市から「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けた業者に処理を委託してください。
- \* 産業廃棄物は、東京都から「産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けた業者に処理を委託してください。
- 武蔵野クリーンセンターでは、ごみの減量と適正処理のために搬入物の検査を実施しております。
- 資源化できるものは、クリーンセンターへ搬入することができません。
- 一般家庭と事業所ではごみの分別は異なります。ご注意ください！

品目	代表的な品物
リサイクル 古 紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞</li> <li>・雑誌</li> <li>・段ボール</li> <li>・あき箱</li> <li>・包装紙</li> <li>・ミックスペーパーなど</li> </ul> 

- 資源化可能な古紙類は、市のクリーンセンターへ搬入することはできません。
- 古紙のリサイクル業者か、一般廃棄物の許可業者へ委託してリサイクルしてください。
- 機密文書も機密性を保持したままリサイクルできる業者があります。

リサイクル 生ごみ	代表的な品物
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の食べ残し</li> <li>・売れ残り食品</li> <li>・調理残渣など</li> </ul> 

- 生ごみは、食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」に搬入して資源化する方法等があります。

燃やすごみ	代表的な品物
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れた紙</li> <li>・リサイクルできない紙</li> <li>・古着・ぼろ布</li> <li>・飲料パック</li> <li>・つま楊枝</li> <li>・割りばしなど</li> </ul> 

- 発生段階で分別をすることが基本です。
- さらに詳しい分別については委託契約している許可業者にお問い合わせください。